

高校生における居場所感と自己肯定感および無効化環境体験との関連性

Relationship between Ibasyo Scale and self-affirmation, Invalidating Environment in High-School Student

斎藤 富由起¹、小野 淳²、社浦 竜太³、守谷 賢二⁴

要 旨

子どもの権利研究において居場所感と自己肯定感の関連性が指摘されているが、これらを実証的に検討した研究は非常に乏しい。本研究では、子どもの権利における心理学的実証研究の一環として、全日制普通科高校生版居場所尺度の作成を試み、自己肯定感との関連性を検証した。その結果、信頼性と妥当性のある居場所尺度が作成された。研究2では、居場所感と無効化環境体験 (Invalidating Environment) の関連性を検討した結果、両要因に負の相関関係が確認された。

キーワード：居場所感 Ibasyo, 自己肯定感 self-affirmation

無効化する環境 Invalidating Environment, 子どもの権利 children's rights

1. 問題提起と目的

1-1. 子どもはなぜ相談しないのか ーなぜ居場所アプローチなのかー

1-1-1. はじめに

1994年に子どもの権利条約が批准されてから十数年が過ぎた。この間、川西市や川崎市でオンブズパーソン制度が確立し、子ども条例を制定する自治体も増え (e.g.,高木,2008)、NPO 法人による子ども支援も活発に行われるようになった。中学校にはスクールカウンセラーが配置されて久しく、小学校、高等学校への全校配置も視野に入れられている。

一方、2007年度の小・中・高・特別支援学校を合わせたいじめの認知件数は12万4898件にのぼり、サイバー型いじめ (小野・斎藤,2008) などの新しいタイプのいじめが登場し、子どもをめぐる不幸な事件も後を絶たない。子どもの権利条約の精神に基づく支援主義 (喜多,2008) と対立する厳罰主義が台頭し、子どもたちの中に自己存在感の喪失ストレスによる問題行動も指摘されている (喜多,2007)。

こうした中で、2005年度から2008年度にかけて川崎市の子どもたちの自己肯定感が低下を示した (川崎市・川崎市子どもの権利委員会,2008)。母集団の偏りの可能性もあり、この結果から直ちに自己肯定感の低下を結論づけることはできないものの、日本でも有数の子ども支援制度と支援機関を備えた川崎市において自己肯定感の低下が見られたことは、子ども支援・救済活動に関わる立場からは反省的にとらえられるべきである。

そこで本研究では、第一に、子どもの権利研究における子どもの相談・救済活動でしばしば見受けられるスクールカウンセリングに関する誤解について批判的に検討する。自己肯定感の低下も示唆される現在、誤解した見解に基づいて子どもの相談救済論を語ることは許されない。さらに、誤解の修正を通じて、現在の子どもの相談・救済研究に不足している観点ーエビデンス・ベースド・アプローチを導く。これをふまえて、第二に自己肯定感の向上に効果的な居場所感に注目し、エビデンス・ベースド・アプローチの立場から高校生を対象とした居場所感尺度の作成を試みる。第三に、現在の子ども相談・救済において注目される「無効化する環境」 (Invalidating Environment) と居場所感の関連性を実証的に検証し、子どもたちがおかれている状況を総合的に検討したい。

1 Fuyuki SAITO 千里金蘭大学生生活科学部児童学科 (受理日：2008年10月1日)

2 Atsushi ONO 千里金蘭大学生生活科学部児童学科 (受理日：2008年10月1日)

3 Ryuta SYAURA ものつくり大学 学生相談室 (受理日：2008年10月1日)

4 Kenji MORIYA 文教大学大学院人間科学研究科 (受理日：2008年10月1日)

1-1-2. 子ども相談の誤解から見えてくる課題

子どもの権利研究においては、子どもに固有の相談の特徴を検討することや、子どもへの相談・救済機関をいっそう効果的な内容にするための批判的検討を行うことがある。こうした相互批判は「専門的立場を越えた子どもたちへの協働的アプローチ」(斎藤,2008)に欠かせぬ作業だが、時に明白な誤解も見受けられる。

以下に示すように、こうした誤解は「スクールカウンセリングに対する意見」に集約できる。現在、制度的にも過度期であるスクールカウンセリングは、子ども支援・救済に関わる立場からも時に誤解を受けることがある(斎藤,2008)。確かにスクールカウンセリングは完璧な制度ではなく、子どもの権利条約の観点から見た場合、特に市町村レベルでの課題も指摘できる(斎藤,2008)が、事実と異なる見解は今後の子どもの支援救済論を考察する上で正しておくべきである。

ここでは子ども自身の声に基づくエビデンスを示しながらスクールカウンセリングへの誤解を修正するとともに、「なぜ、こうした誤解が生まれてしまうのか」を特に研究方法の観点から考察する。

1-1-3. スクールカウンセリングに関する誤解

(1)「スクールカウンセリング室は利用されていない」という誤解

しばしば「スクールカウンセリング室は利用されていない」という見解があるが、子どもたちは一定の割合でスクールカウンセリング室を訪れていることが実証されている(守谷・社浦・山内・斎藤,2008)。練馬区立総合教育センター(2006)によれば「学校がとても楽しく、休みたいとあまり思わない子」も「学校が楽しくなく、本当は休みたいと思っている子」もスクールカウンセリング室を利用していることが理解できる。したがって、「スクールカウンセリング室に来るのは悩んでいる子だけ」あるいは「スクールカウンセラーは不登校の子どもだけに対応している」というイメージも事実ではない。とりわけ、学校の中に居場所を感じられない子どもたちにとってスクールカウンセリング室は「居場所」としての機能を果たしている(守谷・社浦・山内・斎藤,2008)。これらの傾向は練馬区以外の地域でも追試され、同様のデータが確認されている(斎藤・守谷・社浦・山内,2008;守谷・社浦・山内・斎藤,2008)。

後述するように、事実としてスクールカウンセラーは子どもたちが最もよく利用している相談機関の一つであり、その割合は他の相談救済機関を凌いでいる(川崎市,2004)。川崎市の結果を安易に一般化することはできないが、逆に川崎市が特別にスクールカウンセリングだけを強調している背景もない。以上の結果から少なくとも「スクールカウンセリングは利用されていない」という認識は事実ではないとまとめられる。

また「スクールカウンセリング室は知られていない」という意見もあるが、川崎市の相談制度の中でスクールカウンセリング制度は子どもたちに最も知られた存在であり、2008年度では、その認知度は児童相談所を凌いでいる(川崎市・川崎子どもの権利委員会,2008)。したがって「スクールカウンセリング室は子どもたちに知られていない」という認識は事実ではない。スクールカウンセリングは、子どもたちに最もよく知られている相談救済制度の一つである。

ただし、全国的なスクールカウンセラー制度が施行されてから十年以上が経過し、特に中学校においてはスクールカウンセラーが全校配置となっている都道府県が増えてきたにもかかわらず、40%程度の子どものスクールカウンセリング制度を知らないことに注目するならば、今後いっそうの普及活動が求められる。

(2)「いじめを受けている子どもはスクールカウンセリング室に行くはずがない」という誤解

確かにスクールカウンセリング室の設置が困難だった時代があり、現在も相談しづらい場所に相談室が設置されているケースがあることは事実である(斎藤,2007a)。学校施設基準法制の見地からも、制度として安心して相談できる場所にスクールカウンセリング室が設置されるべきである。

しかし、こうした意見があることから「スクールカウンセリング室ではいじめの相談はできない」と結論づけるのは論理的な飛躍である。川崎市・川崎子どもの権利委員会(2008)によれば、友だちから「いじめ」(「つらくて、どうしようもないこと」)を受けたとき、スクールカウンセラーに相談している子どもがいること、特に自己肯定感の低い子どもがスクールカウンセリング室へいじめを相談していることが実証されている。したがって「いじ

めを受けている子が学校内にあるスクールカウンセリング室で相談するはずがない」という見解は事実ではない。換言すると、「人目を盗んでいじめを相談できるのか」と迷えるほど、子どもたちは甘い状況にいるわけではない。たとえ人に見られても、相談せざるをえない状況の子どもたちが存在することに危機意識を持つべきである。

なお、「スクールカウンセリング室にいじめの相談はある」という事実認識だけでは、子どもにとって肯定的な意味はない。スクールカウンセラーに友だちからのいじめを相談した子どもは2.5%にすぎない。保健室の先生に相談した子どもは9.1%。担任の先生に相談した子どもは36.6%であり、スクールカウンセラーの勤務状態が担任や養護教諭の1/5であること、さらに、教育相談センターやオンブズパーソン制度などの公的相談機関などの「話を聞いてくれる専門窓口」への相談は1.9%であることをあわせて考えると、全体としておとなが子どもからいじめについて相談される割合は低いと言える。この割合を上昇させることが子ども相談・救済活動の最大の課題の一つである。

このように考えると、現在の子ども相談は「どこの相談者（機関）が一番子どもから相談を受けているか」という意識で批判し合うような状況ではない。また、各相談救済機関が持つ相談枠組みの違いによって生じる、各機関に固有の相談の在り方に対して優劣をつけるような議論は、子どもにとって生産的ではない。子ども支援・救済の現状において求められているのは、子どもを取り巻く相談システムの中で、それぞれの相談者（機関）にシナジーが生まれるような協働性である。これからの子ども支援には「固有の専門性に根ざした子ども支援のスペシャリストであると同時に、チームで子どもを育むジェネラリストとしての態度と資質が必要」（斎藤,2008）であることが改めて認識される。

（3）「子どもはスクールカウンセラーに相談したがない」という誤解

「学校の中にあるから」「先生がそばにいて、本当に守秘義務が守られるかどうか、心配だから」など、何らかの属性によって「子どもはスクールカウンセラーに相談したがない」とする意見がある。実際の所、子どもたちはスクールカウンセラーに相談したいと思っているのだろうか。例えば川崎市（2004）の調査によれば、子どもたちが「相談したい相談機関」の一位は「スクールカウンセラー（または心のかけはし相談員）」であり（38.5%）、二位は「児童相談所」（22.7%）、三位は「その他」（13.2%）の順位となっている（n=2479;小学生、981名；中学生、836名；高校生代、662名）。以上の結果をふまえれば「子どもはスクールカウンセラーに相談したがない」は明らかに誤解である。

では、実際に子どもたちはどの相談機関を利用したのだろうか。子どもたちが「実際に相談した機関」の一位は「スクールカウンセラー（または心のかけはし相談員）」であり（51.7%）、二位は「児童相談所」（29.9%）であった（川崎市,2004）。利用実態を検討すると、中学生と高校生はスクールカウンセラーの利用率が高く、小学生は児童相談所の利用率が高い。したがって少なくとも既存の相談機関の中では、スクールカウンセラーに相談したい子どもたちは多く、また実際に相談も行われていることが理解できる。

なお「子どもは著名なカウンセラーに相談したがるわけではない」という意見もあるが、これはスクールカウンセラーにとって争点にならない。99%のスクールカウンセラーは子どもにとって無名であり、それを前提にスクールカウンセリングは営まれている。スクールカウンセリングとは、子どもたちと無名のスクールカウンセラーとが学校という場において関係を作るところから始まる営為であり、斎藤（2008）が指摘したように、今後、病院における治療モデルに類似した硬い予約面接構造を持ったスクールカウンセリングは減少していくだろう。

（4）「スクールカウンセリングは週1回なので限界がある」という誤解

週1回であるデメリットは、即応性が求められる相談に対応できないことである。確かに子どもたちの相談には即応性が必要なケースも多く、この意味ではスクールカウンセラーは諸外国のような常駐システムが望ましい。ただし、「週1回だから」（即応性が求められる相談に対応できない時があるから）と言う理由で、スクールカウンセリング全体を否定するのは論理的な誤謬である。週1回では対応できないケースもある一方で、週1回の相談だからこそ可能なケースも存在する。

臨床心理学の原則をふまえれば、相談の適切な場所や回数は、個別具体的な「その子ども」にしか決められない。

この原理は「権利基盤的アプローチ」あるいは「ニーズに基づくアプローチ」においても同様だろう。保健室であれ、相談室であれ、校長室であれ、フリースクールであれ、フリースペースであれ、週1回来ている子どももいれば、週5日来ている子どももいるだろう。前者の子どもにとっては、その場所で週1回という回数が適切なのである。「週1回」という回数でスクールカウンセリングを全否定する論法は、週1回にせよ相談室に通っている子どもに対してどのように映るだろうか。

ところで、スクールカウンセリングでは誰か一人が問題を抱え込むような構造ではなく、チームとして連携しながら子どもを支援していく体制が望ましい。この意味から、スクールカウンセラーの適切な来校数は、現場で日々子どもにふれあう教師集団がどのように来校数を考えているかを考慮にするべきである。文部科学省(2007)による「教育相談等に関するアンケート」によれば、小、中、高等学校の校長が考えるスクールカウンセラーの適切な来校数は週2-3回程度であり、決して「連日」ではない。管理職によるアンケート結果であることから一定のバイアスは前提としても、スクールカウンセリングシステムを高く評価している母集団からの評価であることを考え合わせると、少なくとも(現在の)スクールカウンセラーの適切な来校数を「週1回か毎日か」あるいは「毎日でなければ意味はない」という二者択一的な判断で結論づけることはできないだろう。

1-1-4. 子ども相談・救済論に不足するエビデンス・ベースド・アプローチ

前節では、スクールカウンセリングについての誤解に対して、エビデンスを示して修正を試みた。こうした誤解に共通しているのは、健全なエビデンス・ベースド・アプローチ(Evidence-Based Approach:実証的な証拠に基づくアプローチ)の不足である。これまで検討してきたように、一つ一つの意見をエビデンスに基づき確認していけば、誤解が流布することはないだろう。

もとより、エビデンス・ベースド・アプローチはナラティブ・ベースド・アプローチ(Narrative-Based Approach:経験や解釈に基づくアプローチ)と相補的な関係にあり、どちらかが優位な立場にあるわけではない。エビデンス・ベースド・アプローチは経験主義的見解に一般性と限界を与える一方で、良質なナラティブ・ベースド・アプローチに支えられることによって、一般的な「形式」だったエビデンスに個別具体的な「内容」が与えられるのである¹⁾。

しかし、検討してきた誤解が提唱されてしまう背景には、子ども相談・救済論にエビデンス・ベースド・アプローチが不足している現状が示されている。エビデンスを欠いた論法は、子どもの権利条約における子どもの支援・救済の特徴である「子どもたちの支持的・個人的な問題」を「社会的・公的な子ども支援の課題」へと高める(浜田、2008)ことの妨げとなるだろう。こうした観点から、次節では、エビデンス・ベースド・アプローチに基づき「どうして子どもはおとなに相談しないのか」について検討する。

1-2. どうして子どもはおとなに相談しないのか

スクールカウンセラーや児童相談所に相談する割合は、あくまでも「いじめを受けたとき。おとなに相談した子ども」を母集団として「どこに相談したか」を尋ねた結果であった。既に述べたように、子どもは友だちやおとなから「つらくて、どうしようもないこと」をされたとき、積極的に相談するわけではない。とりわけ、おとなから「つらくて、どうしようもないこと」をされた時は、「我慢する」という対処行動をとる例が多い(川崎市・川崎市子どもの権利委員会、2008)。

川崎市・川崎市子どもの権利委員会(2008)は、これらの結果に加えて、さらに自己肯定感の高い子どもと低い子どもを比較した分析を施している。以下、川崎市・川崎市子どもの権利委員会(2008)の調査に基づき、自己肯定感の高低から見た子ども相談の現状についてまとめてみたい。

1) 筆者自身はエビデンス・ベースド・アプローチとナラティブ・ベースド・アプローチのどちらの研究方法も選択している。ここで指摘したいのは、現在の子ども相談・救済論におけるエビデンス・ベースドとナラティブ・ベースドのバランスである。

1-2-1. 川崎市（2008）の調査に見る自己肯定感の高低による子どもの相談行動の特徴

自己肯定感の低い子どもは、高い子どもと比較して、「メールやインターネットで嫌なことを書かれた」経験を除き、友だちからの「つらくて、どうしようもないこと」を多く経験している。また「つらくて、どうしようもないこと」をされたときの対処法において、自己肯定感の高い子どもは「やめて欲しいと言う」「相談する」「仕返しをする」「逃げる」「我慢する」などの様々な行動レパートリーを持っているのに対して、自己肯定感の低い子どもはつらいことをされても「我慢する」に対処行動が集約される割合が高い。

同様に、自己肯定感の低い子どもは、高い子どもと比較して、親（保護者）からの「つらくて、どうしようもない体験」をやや多く経験している。また、自己肯定感の高い子どもは「親（保護者）から受けた「つらくて、どうしようもないこと」の中でも「親（保護者）から話をきいてもらえない」と感じる割合が低い点に特徴が見られる。さらに自己肯定感の低い子どもは体罰を受けた割合がやや高いことが明らかにされている。

親（保護者）から「つらくて、どうしようもないこと」をされた場合、子どもの主たる対処行動は、自己肯定感の高低に関わりなく「我慢する」に集約される。ただし、自己肯定感の低い子どもは、高い子どもと比較して、親（保護者）に「やめてほしいと言う」割合が低い。つまり、自己肯定感の低い子どもは、高い子どもと比較して、おとなに自分の気持ちや意見を表明しない点に特徴がある。

では、自己肯定感の高低で、求める相談・救済機関に違いがあるだろうか。自己肯定感の高低による「求める相談救済機関の特徴」を Fig. 1 に示す。

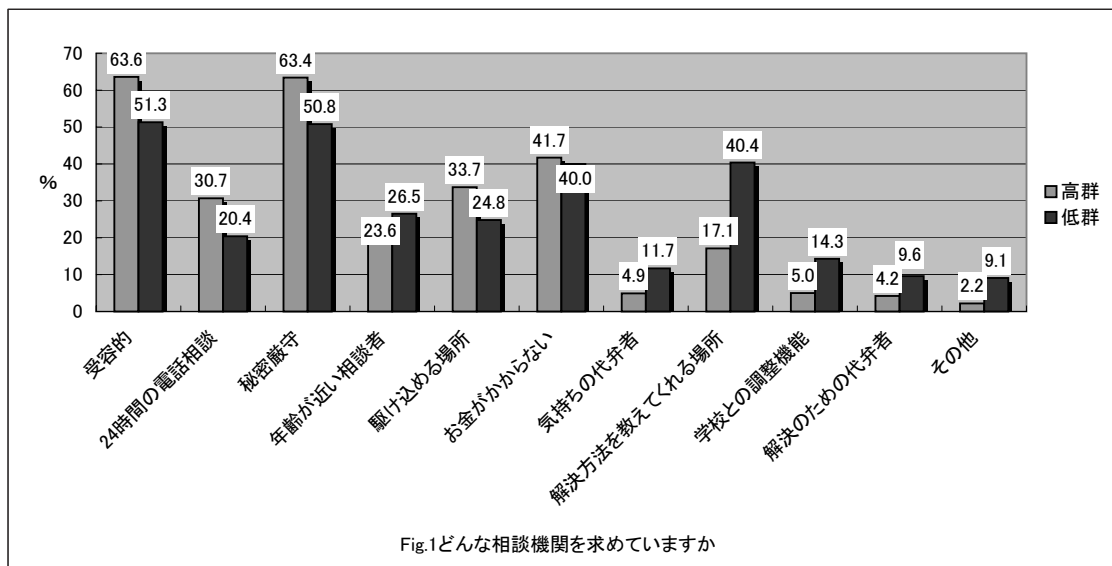


Fig.1どんな相談機関を求めていますか

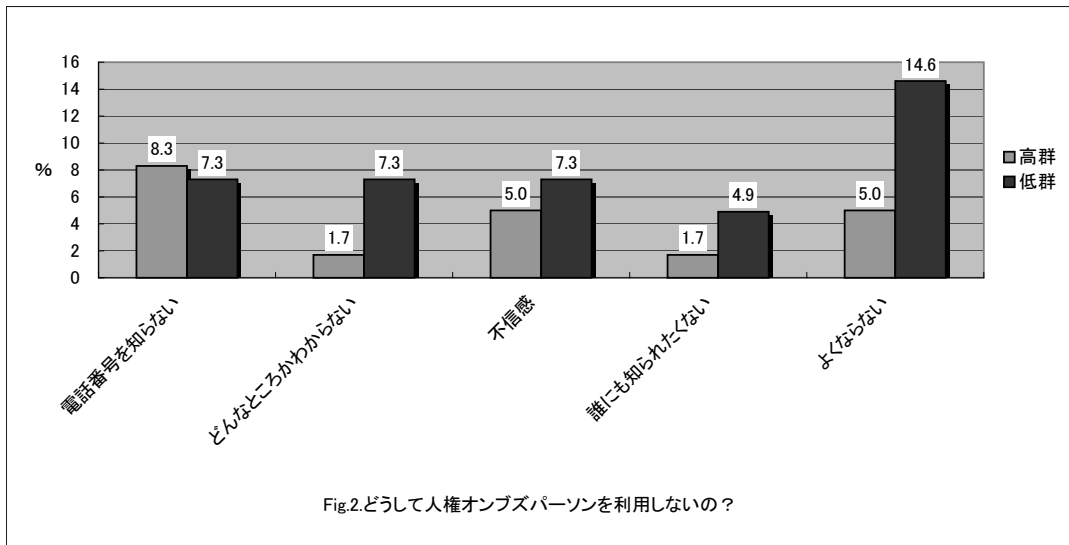
（2008年度「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」より一部改変して引用）。

Fig. 1 に従えば、自己肯定感の高低にかかわらず、受容性と守秘義務が子ども相談の要諦であることが理解できるが、特徴的な傾向として、自己肯定感の低い子どもは高い子どもと比較して「解決方法を教えてくれる場所」「学校との調整機能のある場所」「解決のための代弁者機能」を強く求めている。

ところで、川崎市子ども権利条例に規定される「人権オンブズパーソン」とは、当事者の調整役や子どもの代弁機能に特徴があり、簡単に安心して相談や救済の申し立てができ、解決に向けて（市の機関以外に）改善要請を行うことのできる公的第三者機関である。したがって、オンブズパーソン機能は、とりわけ自己肯定感の低い子どもの相談救済ニーズに合致しているといえる。

1-2-2. 川崎市（2008）に見る自己肯定感の低い子どもが相談しない理由

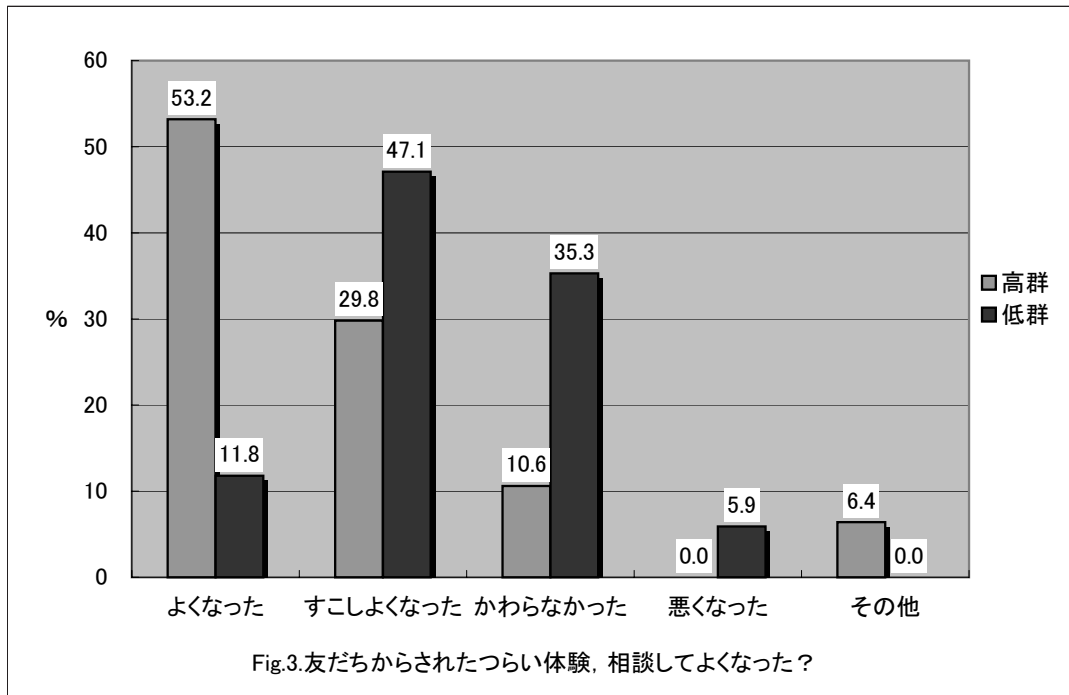
Fig. 2 は、なぜ人権オンブズパーソンを利用しないのか、その理由を子どもたちに尋ねたものである（なお、川崎市の調査に含まれている「相談することがないから」の項目は省略した）。

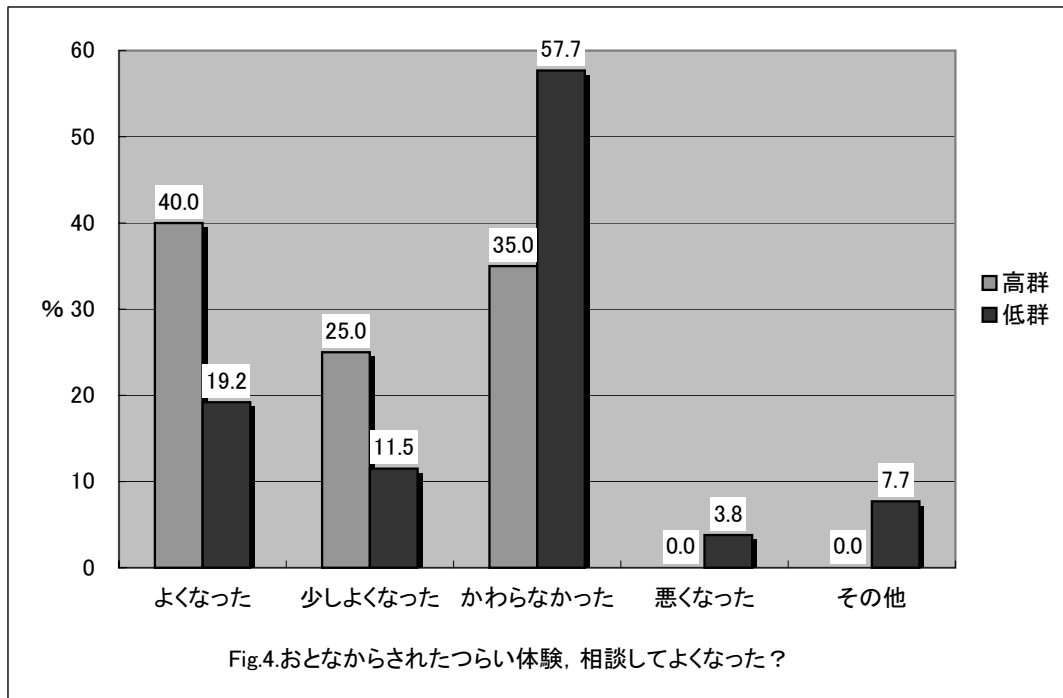


(2008年度「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」より一部改変して引用)。

Fig. 2 が示すように、自己肯定感の低い子どもは、高い子どもよりも相談機関に不信感や警戒心が高く、何よりも結果に対して「どうせ、よくはならない」とネガティブな予期を抱いている。相談の結果予期がネガティブであれば、相談行動が生じがたいのは自明である。同様の傾向はスクールカウンセリングに対しても見受けられ、自己肯定感の低い子どもの認知的特徴と言える。すなわち、自己肯定感の低い子どもは人権オンブズパーソンを避けているのではなく、相談行動一般を回避する傾向がある。

では、どうして自己肯定感の低い子どもは相談行為に警戒心や不信感、ネガティブな予期を抱く傾向が生まれてしまったのだろうか。Fig.3は「友だちからされたつらい体験を相談して、よくなったか」、Fig.4は「おとなからされたつらい体験を相談して、よくなったか」を尋ねた結果である。





(2008年度「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」より一部改変して引用)。

Fig. 3、Fig. 4から明らかなように、自己肯定感の低い子どもが相談救済に対してネガティブな印象を抱いてしまう理由の一つは、相談しても「何もかわらなかった」「よくならなかった」経験を多く、または強く経験してきたことが指摘できる。換言すると、自己肯定感の低い子どもたちは、はじめから相談にネガティブだったわけではない。相談もしたし、SOSを出してはいたが、周囲が適切な反応を返せなかったからこそ、相談に対して全体的にネガティブな印象を持つに至った可能性がある。

以上の結果から、自己肯定感の低い子どもへのアプローチの要諦は、過去の「相談してもうまくいかなかった体験」を日常的にどう変容させるかにあると思われる。

1-2-3. 自己肯定感の低い子どもと居場所的アプローチ

前節では、エビデンスに従い、自己肯定感の低い子どもは人権オンブズパーソン制度に合致する相談ニーズを持っていること、また、それにもかかわらず相談全体にネガティブな対応をしており、相談回避率が高いことを指摘した。その理由としては、自己肯定感の低い子どもは過去相談した際にネガティブな結果を経験している可能性が示唆された。

こうした相談に対するネガティブな認知の変容方法に、相談それ自体を勧めるのは矛盾であり、相談以前に、家庭・学校・地域における人間関係の日常的なサポート機能の向上が求められる。こうした観点からは、特に自己肯定感が低い子どもに対しては居場所的アプローチ(斎藤,2007b:2008)が効果的だろう。居場所的アプローチとは、行政-地域市民-大学による具体的な連携を前提に、臨床コミュニティ心理学の立場から、硬い相談的構造を排し、雑談や日常的な会話の中から支援的な人間関係を感じ取ると同時に、安心できる信頼関係と集団の中での役割取得感覚を自発的に得ていく機能的アプローチと言える。また斎藤(2007b:2007c)による居場所感尺度は自己肯定感や自己受容感と関連性があることが示されており、居場所感の向上はそれらに影響を与えられられる。

1-3. 問題提起と目的

本章では、子どもの自己肯定感の低下の可能性に鑑み、スクールカウンセリングについての誤解の修正を通じて、子ども支援・救済論における方法論的問題点が検討された。その結果、現在の子ども支援・救済論にエビデンス・

ベースド・アプローチの不足が指摘された。エビデンス・ベースド・アプローチはナラティブ・ベースド・アプローチと相補的關係にある認識枠組みだが、現在の子ども支援・救済研究においては、ややバランスに欠く傾向が示唆された。エビデンス・ベースド・アプローチによる子ども支援・救済研究が求められる。

この立場から、主として川崎市・川崎教育委員会(2008)によるエビデンスに基づき、子どもの自己肯定感と相談救済の在り方が検討された。その結果、自己肯定感の低い子どもは、オンブズパーソン制度に合致する相談ニーズを持っているにもかかわらず、相談全体に回避傾向があることが明らかにされた。

相談回避の理由について、自己肯定感の低い子どもは高い子どもと比較して、過去の相談においてネガティブな体験をしている割合が高いことが注目された。こうした状況に対しては居場所的アプローチ(斎藤,2007b:2008)が有効と考えられる。

しかし、居場所論的アプローチは比較的新しいアプローチであり、子どもたちの「居場所」の認知構造や機能についても不明な点が多い。斎藤(2007b)によれば、特に高校生の居場所研究が不足していることから、高校生を母集団とした「高校生の居場所の認知構造」をエビデンス・ベースド・アプローチにより検討することが求められよう。なお、斎藤(2007b)が示したように、高校生の居場所感は高校の形態により影響を受けることから、本研究では最も人口の多い全日制普通科高校生を母集団とした「高校生の居場所感尺度」の作成を検討することにした。

2. 全日制普通科高校生の居場所感尺度作成の試み

2-1. 方法

(1). 調査協力者

東京都の全日制普通科高校に通う生徒612名(男子:301名、女子311名、平均年齢16.39±0.91歳)であった。

(2). 質問紙

斎藤(2007b)による「高校生版居場所感尺度」および基準関連妥当性を検討するために東京都教育相談センター(2007)の「自己肯定感尺度」を使用した。

2-2. 結果

2-2-1. 家庭での居場所感尺度

16項目それぞれについて天井効果・床効果を検討したところ、6項目が削除された。I-T 相関を検討した結果、すべての項目に有意な相関が見られた。これらの結果から、10項目に因子分析(主因子法・Varimax 回転)を行った結果、固有値・スクリープロットの結果から1因子解が妥当と判断された。また、共通性.16に満たない項目が見られたので、9項目に再度因子分析を行い、最終的に1因子9項目の「全日制普通科高校生における家庭での居場所感尺度」が作成された。累積寄与率は59.20%であり、 α 係数は.928であった。以上の結果を Table. 1 に示す。妥当性を検討した結果、妥当性係数は.322** ($p < .01$)であった。したがって、本尺度は十分な信頼性と妥当性を備えているといえる。

Table. 1. 全日制普通科高校における家庭での居場所感尺度

		1	共通性
項目4	気持ちが通じ合っている人がいる.	.860	.740
項目14	自分がいきいきできる.	.832	.692
項目1	自分のことをわかってくれる人がいる.	.807	.651
項目15	楽しい.	.789	.622
項目8	自分が必要とされている感じがする.	.775	.601
項目9	やりがいや満足感を感じる.	.767	.588
項目2	同じ考え方、価値観をもっている人がいる.	.741	.548
項目3	協力して何かにとりくむことができる.	.722	.521
項目12	自分の役割がはっきりしていると思われる.	.603	.363
	因子寄与	5.32	
	累積寄与率	59.20%	
	α 係数	.928	

2-2-2. 学校での居場所感

16項目それぞれについて天井効果・床効果を検討したところ、床効果により1項目が削除された。I-T 相関を検討した結果、すべての項目に有意な相関が見られた。これらの結果から、15項目に因子分析（主因子法・Varimax 回転）を行った結果、固有値・スクリープロットの結果から1因子15項目の「全日制普通科高校生における学校での居場所感尺度」が作成された。累積寄与率は56.43%であり、 α 係数は.949であった。以上の結果を Table.2に示す。妥当性係数は.412** ($p<.01$) であった。したがって本尺度は十分な信頼性と妥当性を備えているといえる。

Table. 2. 全日制普通科高校における学校での居場所感尺度

		1	共通性
項目14	自分がいきいきできる.	.871	.759
項目10	ほっとする.	.862	.742
項目4	気持ちが通じ合っている人がいる.	.801	.642
項目16	ありのままの自分でいられる.	.798	.636
項目6	自分のことをあたたかく受け入れてくれる人がいる.	.790	.624
項目1	自分のことをわかってくれる人がいる.	.775	.601
項目5	自分のことを気にかけてくれる人がいる.	.773	.597
項目11	くつろげる.	.770	.592
項目9	やりがいや満足感を感じる.	.755	.569
項目8	自分が必要とされている感じがする.	.752	.565
項目13	のびのびと好きなことができる.	.736	.542
項目2	同じ考え方、価値観をもっている人がいる.	.717	.514
項目3	協力して何かにとりくむことができる.	.701	.492
項目12	自分の役割がはっきりしていると思われる.	.653	.426
項目7	孤独感を感じる.	.403	.162
	因子寄与	8.470	
	累積寄与率	56.43%	
	α 係数	.949	

2-2-3. 地域での居場所感

16項目それぞれについて天井効果・床効果を検討したところ、削除された項目はなかった。I-T 相関を検討した結果、すべての項目に有意な相関が見られた。これらの結果から、16項目を因子分析（主因子法・Varimax 回転）した結果、固有値・スクリープロットの結果から1因子構造が妥当と判断された。また、共通性.16に満たない項目が1項目見られたので、15項目について再度因子分析を行い「全日制普通科高校生における地域での居場所感尺度」が作成された。累積寄与率は62.91%であり、 α 係数は.962であった。以上の結果を Table. 3 に示す。妥当性係数は.232** ($p<.01$) であった。したがって、本尺度は十分な信頼性と妥当性を備えているといえる。

Table. 3. 全日制普通科高校における地域での居場所感尺度

		1	共通性
項目4	気持ちが通じ合っている人がいる.	.859	.738
項目14	自分がいきいきできる.	.833	.694
項目1	自分のことをわかってくれる人がいる.	.832	.692
項目5	自分のことを気にかけてくれる人がいる.	.826	.682
項目10	ほっとする.	.816	.665
項目15	楽しい.	.812	.660
項目11	くつろげる.	.805	.647
項目2	同じ考え方、価値観をもっている人がいる.	.799	.639
項目6	自分のことをあたたかく受け入れてくれる人がいる.	.797	.636
項目8	自分が必要とされている感じがする.	.789	.623
項目13	のびのびと好きなことができる.	.776	.602
項目9	やりがいや満足感を感じる.	.766	.587
項目16	ありのままの自分でいられる.	.742	.550
項目3	協力して何かにとりくむことができる.	.730	.534
項目12	自分の役割がはっきりしていると思われる.	.698	.487
	因子寄与	9.440	
	累積寄与率	62.91%	
	α 係数	.962	

2-4. 考察

本研究の結果から、全日制普通科高校生における家庭・学校・地域での居場所感の認知構造が確認された。基準関連妥当性として検討された自己肯定感との関連性はおおむね低いまたは中程度の相関に止まった。居場所感と自己肯定感を区別するか、居場所感の中に自己肯定感が含まれるかはしばしば議論されているが、少なくとも全日制普通科高校生を対象とした場合、居場所感と自己肯定感は区別すべき概念と考えられる。

子どもの権利研究において居場所感や自己肯定感の表面的妥当性の問題が指摘されており(斎藤,2007d)、エビデンス・ベースド・アプローチに基づく居場所感の認知要因の検証が求められていた。この見解に基づき、大学生(斎藤,2007b)、中学生(斎藤,2007c)、高校生(全体)およびチャレンジスクール(斎藤,2007b)の居場所感尺度が開発されてきたが、本研究により全日制普通科高校生の居場所感尺度があらたに加えられた点で、子ども支援・救済研究としての居場所的アプローチ研究に発展が認められた。

もとより心理学的アプローチは定量的研究だけでなく、質的研究を多く含んで成立している。例えば斎藤・守谷(2006)や守谷・斎藤(2006)はフリースクールやスクールカウンセリング室を子どもたちが居場所にしていくプロセスをグランデッドセオリーにより検討している。今後は、こうした質的研究を合わせて居場所化のダイナミクスを検討していくことが求められる。

また斎藤(2007b:2007d)は、居場所感にレジリエンスを育て、これが自己肯定感の安定につながるモデルを検討している。このモデルでは、従来のように「安心感」や「安全感」、あるいは「楽しさ」や「役割感」を中心として居場所感を把握してきたモデルから、葛藤感や競争意識なども含んだ居場所感が前提となる可能性があり、今後、居場所感尺度の項目収集を新たに行う可能性がある。これまでの研究をふまえて、新たなモデル開発を行うことも今後の課題と思われる。

3. 高校生における居場所感と無効化環境体験の関連性

3-1. 問題提起と目的

前章では、自己肯定感の低い子どもの特徴として「相談してもよくなる」というネガティブな予期が注目され、それに対する居場所的アプローチの基礎的研究が行われた。ところで、この「どうせ、相談しても何もかわらないだろう」「相談しても良い結果を生まないだろう」という関係性へのネガティブな予期は、近年、「無効化する環境(Invalidating Environment)」(Linehan, 1993a:1993b)として注目されている。

斎藤(2007a)は現代の子どもたちを取り巻く環境の特徴として「無効化する環境」(Linehan, 1993a:1993b)を指摘し、さらに「無効化する環境」を学習した「自己無効化(Self-Invalidating)」は、境界性パーソナリティ特性(傾向)の成因論のみならず、現在の青年層の問題行動に影響を与える背景要因として浸透している可能性を指摘している(斎藤・社浦・守谷,2008:斎藤,2009)。以下、Spradlin(2003)による自己無効化と非社会的行動に関する記述を引用する。

『無効化する環境』では、あなたにとって重要な問題が軽く扱われてしまうし、問題解決スキルがないことを、あなた自身の怠惰さや愚かさといったパーソナリティのせいになされてしまう。これはとてもやりきれないことだ。もう一つの問題は、無効化のメッセージを、おとなになってからの生活にも取り込んでしまい、自分自身を無効化してしまうことである。換言すると、『こんな私なんか、何をやってもきっと無駄だ』と先読みばかりするようになり、自分の問題を自分自身で真剣に受け止めるのではなく、『この状況で私は何をすべきか』、『何を考えるべきか』、『どう感じるべきか』、そして『私が真に欲しいものは何か』に至るまで、周囲に過剰に依存して決めるようになってしまう。

こうした子どもたちの「無効化する環境体験」は居場所感と負の相関を持つと考えられるが、エビデンスベースの立場からは、「無効化環境体験」がどのような要因と関連性を持ち、影響を与えているのかについての検討はほとんどなされていない。僅かに社浦・古澤・守谷・斎藤(2008)が大学生を対象に無効化する環境体験と居場所感尺度との関連性を検討し、低い相関関係があることを報告しているが、無効化する環境論に基づけば、発達段階が早いほど、無効化体験の影響も強いとの仮説が立てられる。

無効化する環境の追究は、喜多（2007）が指摘する子どもたちの「自己存在感の喪失ストレス」や「我ないまま行動」理解への糸口を与えるだろう。そこで本研究では、青年期前期である高校生を母集団として、無効化環境体験と居場所感の関連性の検討を試みる。

3-2. 方法

3-2-1. 調査協力者

東京都内の複数の全日制普通科高校生95名（男性：44名、女性：51名、平均年齢16.44歳）。

3-2-2. 調査内容

斎藤・社浦・守谷（2008）による「無効化環境体験尺度」および「全日制普通科高校における居場所感尺度」が用いられた。

3-3. 結果

無効化環境体験尺度と高校生における居場所感尺度の相関係数は、学校において-0.494**、家庭において-0.506**、地域において-0.389**であった。以上の結果を Table. 4 に示す。

Table4. 全日制普通科高校生の居場所感と無効化環境体験の関連性

	全日制高校生における居場所感					
	学校		家庭		地域	
無効化環境 体験	-0.494	**	-0.506	**	-0.389	**

(** $p < .01$)

3-4. 考察

全体として中程度の負の相関が見られたことから無効化環境体験と全日制普通科高校生の学校、家庭、地域における居場所感との関連性は支持された。また社浦・古澤・守谷・斎藤（2008）によれば、大学生を母集団にした場合、居場所感尺度と無効化環境体験尺度の関連性は低い相関に止まっていることから、無効化の影響力には発達要因が影響しているとの仮説も支持されたと考えられる。

子どもたちの無効化体験は、自己無効化を引き起こし、その結果として子どもたちの非社会的行動あるいは「自己存在感の喪失」（喜多,2007）が生じていると仮定するならば、近年の子どもたちの特徴として指摘される自傷行為や摂食障害傾向などに象徴される境界性パーソナリティ特性（傾向）（斎藤・守谷・山内・池田・森,2008；斎藤・守谷・山内・池田,2008；斎藤,2009）や見捨てられ不安の訴え（吉森・斎藤,2008）などの現象理解に統一した枠組みが与えられる。これは同時に、自己肯定感の低い子どもが相談を避ける主たる理由であったネガティブな予期を理解する認識枠組みと言える。

これまで「無効化する環境論」は境界性パーソナリティ特性（傾向）の成因論として注目されてきた。しかし、とりわけ「自己無効化」の概念は境界性パーソナリティ特性（傾向）に止まらず、子ども支援・救済論において一般性を持つ認識枠組み（斎藤,2007c）と考えられる。今後の課題として、無効化体験に伴う自己無効化感尺度を作成することにより、無効化する環境に対処する自己有効化（Self-validating）方略の検討が必要となるだろう。こうした試みは、すでに指摘した居場所的アプローチ（斎藤,2008）に具体的な介入法を与えることだろう。以上を考え合わせると、エビデンス・ベースド・アプローチに基づく自己有効化方略の開発が早急に求められる。

引用文献

- 浜田進士 (2008) 川西市子どもの人権オンブズパーソン制度の検証 荒牧重人・吉永省三・吉田恒雄・半田勝久 (編) 子ども支援の相談・救済 ―子どもが安心して相談できる仕組みと活動― 日本評論社、38-43.
- 川崎市 (2006) 川崎市子どもの意識調査報告書 平成16年8月川崎市.
- 川崎市・川崎市子どもの権利委員会 (2008) 川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査.
- 喜多明人 (2007) 子ども条例のこれまでとこれから―子どもの権利の視点にあった条例を― 子どもの権利研究、12、6-11.
- 喜多明人 (2008) 厳罰主義(ゼロトレランス)の動向と支援主義の政策・実践 子どもの権利研究、13、31-35.
- Linehan, M.M., (1993a) ,Cognitive behavior treatment of borderline personality disorder. Guilford Press, New York.
- Linehan, M.M., (1993b) Skills Training Manual for Treating Borderline Personality Disorder. Guilford Press, New York.
- 文部科学省 (2007) 教育相談等に関するアンケート.
- 守谷賢二・斎藤富由起 (2006) システム分析から見たスクールカウンセリングと子どもの居場所―子どもの権利条約を重視して―. 日本カウンセリング学会第39回大会自主シンポジウム「子どもの権利とカウンセリングによる居場所作り―地域とのコラボレーションを重視して―」発表資料.
- 守谷賢二・社浦竜太・山内早苗・斎藤富由起 (2008) 学校適応度からみたスクールカウンセリング室の利用状況 日本教育心理学会第50回大会発表論文集、444.
- 練馬区総合教育センター (2006) 平成18年度第14回練馬区児童・生徒基礎調査報告書 子どもの学校適応状況と登校支援、自立の力をめぐる意識と実態調査.
- 小野淳・斎藤富由起 (2008) 「サイバー型いじめ」(Cyber Bullying) の理解と対応に関する教育心理学的展望 千里金蘭大学紀要 (印刷中).
- 斎藤富由起・守谷賢二 (2006) フリースクールにおける子どもの居場所の生態学的分類 日本カウンセリング学会第39回大会自主シンポジウム「子どもの権利とカウンセリングによる居場所作り―地域とのコラボレーションを重視して―」発表資料.
- 斎藤富由起 (2007a) スクールカウンセリングの現状と課題 2007年度早稲田大学喜多ゼミ発表資料.
- 斎藤富由起 (2007b) 大学生および高校生における居場所感尺度作成の試み 千里金蘭大学紀要、4、73-84.
- 斎藤富由起 (2007c) 中学生における「居場所感」の構成要因と自己肯定感の関連性 子どもの権利研究、11、87-94.
- 斎藤富由起 (2007d) 居場所感・自己肯定感の調査と検証 ―心理学の立場からの再検討― 子どもの権利条約 総合研究所主催月例研究会 9月1日発表資料.
- 斎藤富由起 (2008) 子ども相談の実践と課題 子どもの権利研究、13、45-53.
- 斎藤富由起 (2009) 無効化する環境と境界性パーソナリティ 空真堂.
- 斎藤富由起・守谷賢二・山内早苗・池田彩子・森祐子 (2008) 境界性パーソナリティ特性尺度開発の試み 子ども学研究 (印刷中).
- 社浦竜太・斎藤富由起・守谷賢二 (2008) 無効化環境体験尺度開発の試み 子ども学研究 (印刷中).
- 斎藤富由起・守谷賢二・山内早苗・池田彩子 (2008) 弁証法的行動療法における主要4スキルと境界性パーソナリティ特性の関連性 (投稿中).
- 社浦竜太・古澤知佳・守谷賢二・斎藤富由起 (2008) 無効化する環境と居場所の関連性について 日本カウンセリング学会第41回大会発表論文集.
- Spradlin,S. (2003) Don't let your emotions run your life.-How Dialectical Behavior Therapy Can Put You in Control - New Harbinger Publications. inc (邦訳「弁証法的行動療法ワークブック」 斎藤富由起監訳 2009 金剛出版).

東京都教育相談センター（2007）平成17-18年度「今、思春期の子供たちはどのように生きているのかー意識調査からとらえた実態ー」 東京都教育庁.

山本克彦（2006）参加型学習ってなに？ 喜多明人・浜田進士・山本克彦・阿部芳絵 子どもとマスターする50の権利学習 合同出版.

吉森丹衣子・斎藤富由起（2008）見捨てられ不安と愛着行動の関連性 子ども学研究（印刷中）.

